

一般財団法人丸亀市観光協会コンベンション支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 丸亀市の地域経済の活性化等に資するため、丸亀市で開催される全国大会等に対する支援制度を設け、コンベンションの誘致促進及び観光振興を図ることとする。

(内容)

第2条 支援事業の内容はコンベンションの開催に対する助成とする。

(助成対象)

第3条 丸亀市内において開催される大会・会議・研修会等で、参加者が一般財団法人丸亀市観光協会賛助会員の宿泊施設等に延べ100泊以上宿泊する場合を対象とする。

ただし、次の場合は対象としない。

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
- (2) 国又は地方公共団体が主催するもの又はこれに準ずるもの
- (3) 丸亀市及び一般財団法人丸亀市観光協会の支援措置がなされているもの
- (4) 有料観覧のスポーツ大会
- (5) 年度内に助成を受けたもの

(助成額)

第4条 助成額は、別表1のとおりとする。

ただし、次の場合は助成額を1/2以内に減額することができる。

- (1) 定例行事として丸亀市開催が定着したもの
 - (2) 持ち回り開催で定期的に行われているもの（全国規模は除く）
- 2 一般財団法人丸亀市観光協会理事長（以下「理事長」という。）が、特に必要と認めたものについては助成額を増額できるものとする。

(申請)

第5条 この支援事業の適用を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、原則として開催1ヵ月前までに、別に定める申請書を関係書類とともに理事長に提出しなければならない。

(事業の変更及び廃止)

第6条 申請者は、事業の内容を変更・廃止する場合は、速やかに変更・廃止申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

(助成金交付決定)

第7条 理事長は申請に基づき助成の可否を決定し、申請者に通知する。

(実績報告等)

第8条 申請者は、事業終了後1ヵ月以内に、別に定める実績報告書を関係書類とともに理事長に提出しなければならない。

2 実績報告書の提出後、理事長はその内容を審査の上、助成金を交付する。

(手続きの委任)

第9条 申請者は、助成におけるすべての手続きを旅行会社等に委任することができる。

この場合、別に定める委任状を申請時に理事長に提出しなければならない。

(特記事項)

第10条 虚偽の申請や報告がなされた場合は、助成金の交付を取り消すこととする。

2 事業費が予算の範囲を超える場合は、申請を受理しないものとする。

(その他)

第11条 その他この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、一般財団法人丸亀市観光協会の設立の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。